

管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)		
管理有害物質（府条例）	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	—	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン※	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン （D-D）	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン （塩化メチレン）	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下	カドミウム 0.3 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
					うちアルキル水銀	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン（CAT）	—	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ （ベンチオカーブ）	—	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
			PCB （ポリ塩化ビフェニル）	—	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。）	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—	

（注） mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム） mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）

pg-TEQ/g（土壌 1g につきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

※スー1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成 31 年 4 月 1 日から 1,2-ジクロロエチレンに改められました。